

企業結合・事業分離等会計基準の適用指針の主な改正事項

1 共通支配下関係

- (1) 完全親子会社関係における組織再編で、対価の支払いがない場合の処理(203-2項)  
 会計上、株式の交付があったものとみなして、原則として、その他資本剰余金を増加させる(会社計算規則は負ののれんとなる。なお、本件は、法務省と調整中)
- (2) 中間親会社とその子会社(子会社と孫会社)との合併の会計処理(206項(4))  
 最上位の親会社と子会社との合併と同様、中間親会社は、子会社から受け入れる資産・負債を連結上の簿価とし、当該金額を持分比率により按分したうえで、抱合せ株式消滅差損益を認識する(会社計算規則は持分按分せず、差額は負ののれんなどとなる)。注:抱合せ株式が関連会社株式やその他有価証券に分類される場合には、抱合せ株式消滅差損益は認識せず、原則として、増加する払込資本で調整する(247項(4))。
- (3) 子会社から他の子会社(孫会社を含む。)への事業移転の会計処理(254-2項~)  
 共通支配下の取引として、適正な帳簿価額により会計処理する(「少数株主との取引」に準じた処理は行わない)。

2 株式移転・交換関係

- (1) 株式移転が取得と判定された場合の株式移転設立完全親会社が付す株式移転完全子会社株式(取得企業株式)の帳簿価額(親会社と子会社が共同で株式移転を行った場合も同様)(121項(1))  
 株式移転日の株主資本相当額に加え、直前の決算日から重要な変動がない場合には、直前の決算日の株主資本相当額により算定することを容認。
- (2) 株式交換又は株式移転に際して、株式交換完全親会社等に承継した新株予約権付社債に関する会計処理  
 現在、検討中(118-2項では、 の方式を仮置きで記載している)  
 債権債務方式(完全子会社=債務の認識、 完全親会社=債権の認識)  
 現物出資方式(完全子会社=払込資本の増加、完全親会社=子会社株式の取得原価)  
 その他

3 自己株式関係

自己株式等会計基準の改正に対応したもの

- ・ 取得の場合の自己株式処分差額の処理(80項、112項) 会社計算規則の文言と調整
- ・ 持分の結合における自己株式の消却など(137項から) 消却原資はその他資本剰余金

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。